

ヨーロッパの生殖医療の方向性

埼玉医科大学
石原 理

7/2/19日本学術会議

今回の訪問先一覧28/1/09-1/2/09

- Dr. Andreas Tandler-Schneider at Fertility Center Berlin
- Prof. Herman Pander & Ms Marie-Therres Merrem at Bucerius Law School
- Prof. Markus Kupka at Fertility Center Altona Street
- Mr. Henrik Kjeldgaard Jorgensen & Ms Ulla Hybeb Lowen at Danish Council of Ethics.
- Ms Josephine Fieneke Lemmen at Vitanova clinic
- Prof. Anders Nyboe-Andersen at Rigshospitalet
- Dr. Kare Rygaard at Trianglen clinic
- Prof. Aleksander Giwercman at Skanes Universitetssjukhus

調査の背景

- 厚生労働科学研究費による海外調査研究
- 受精胚、未受精卵子、精子、卵巣組織などの凍結保存の現状とその管理体制整備の調査
- 1990の「胚保護法」で、もっとも厳しく管理されているといわれるドイツのART実情はどうなのか？
- 2017に提供精子による出生子の出自を知る権利を認める法整備(2018施行)をした影響は？
- 2015に「生殖医療法」を改正し、もっともリベラルな法制度を持つ国となったデンマークの実情はどうなのか？

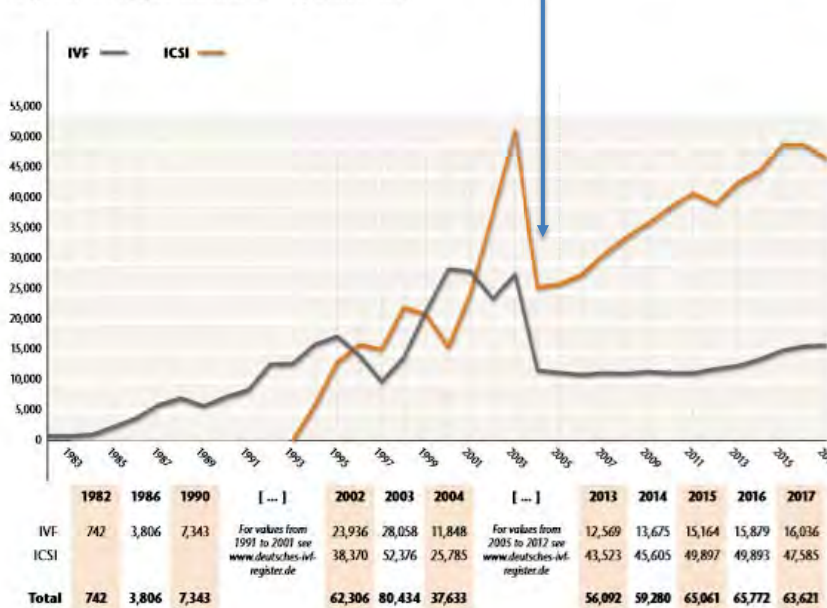
ドイツの法規制

- 胚保護法(1990)
 - 胚保護を総合的に罰則つきで規定する法律
 - 受精数3個制限、胚凍結、卵子提供等を明確に禁止、胚提供は禁止されていない
 - したがって、day1 (2PN)凍結は受精前という判断で可能
 - 提供精子利用は匿名精子使用で可能
- 非配偶者間で精子を使用した場合における血統を知る権利の規律のための法律(2018施行)
 - ドイツ医療文書及び情報研究所(DMD)が精子提供者情報を保管・管理(110年間)
 - 精子は非匿名に限定、精子提供者の出生子に対する責任を否定、提供者に自己データについて報告請求権あり
 - 出生子は16歳でDMDに対して出自情報の請求権をもつ

Number of Ovum Pick-Up Cycles (OPU) 1982–2017



IVF, ICSI* – Prospective and Retrospective Data



*) OPU's leading to an IVF- and/or ICSI oocyte treatment

DIR Annual 2017-The German IVF-Registry: J Reprod Endokrinol Online 2018

ドイツにおける臨床

- 実際には、法律に対する解釈(Interpretation)を変更し、胚盤胞凍結、PGDなどを実施している、しかし卵子提供とPGSはおこなわれない(法律で禁止でなければ施行可能)
- 凍結胚の保管期限に制限はない。凍結受精胚の登録はないが、1年に一度数をregistryに報告
- 卵子Social freezingは増加中だが数は少なく、規制する法律やガイドラインはない、一方、がん患者の凍結は保険でできる
- 新たな提供精子の法律により、ドナー情報を含めDMDが責任を持つようになったため、医師負担は軽減
- 精子ドナーは精子バンクがリクルートし、クリニックがすることはない、匿名精子は外国のものを含め利用できない
- 政府が、子に提供精子利用を伝えることをすすめているが、実際に伝えるのは、レズビアンカップルが多いことから、レズビアンカップルの増加が関係する

デンマーク

- Act on Assisted Reproduction (1997)を2015に改正
 - 胚提供は禁止、ただし、新たにDouble donation (提供精子と提供卵子利用)が可能に(代理出産との区別が必要)
 - 胚凍結期間は5年間(悪性腫瘍は例外)または45歳まで、年に一度報告義務
 - 精子ドナーは、出自を知る権利から4種類あり選択可能
 - Anonymous 身長、体重、髪と目の色、血液型のみ
 - Open 子が18歳で面会可能 lesbianやsingleの98%が選択
 - Extended profile 出身校、職業など詳細情報、ほとんどopen
 - Known donor 知り合いの男性、友人など
 - 国外からの患者は40% anonymous精子を選択
 - 各クリニックは30年間妊娠例の記録保持、精子バンクにも記録あり
 - 卵子提供拡大中(18-35歳、2017に1回の提供あたり7,000DKKに増額) SNSで知り合う20代女性が多い
 - 採卵周期がregistryに登録される、人工授精も要報告
 - Social freezingは少数施行、registryはないため詳細不明

法改正時の投票: 産生109票、反対0票、ただし70人が欠席
反対0票は意外な結果ととらえられた(DCEのMr Jorgensenによる)



🔍 Søg

☰ Menu

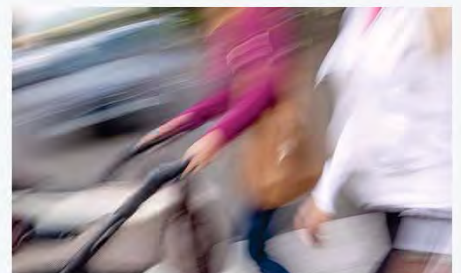
Forside - Ethiske temaer - Assisteret reproduktion - Publikationer - Anbefalinger om lovliggørelse af dobbeltdonation 2017

5. FEBRUAR 2017



Anbefalinger om lovliggørelse af dobbeltdonation (2017)

Ved dobbeltdonation modtager en kvinde, der ønsker at blive gravid, både æg og sæd fra donorer. Den eksisterende lovgivning rummer et forbud mod denne donationsform for at sikre, at barnet er genetisk beslægtet med mindst én af de kommende forældre. Det Ethiske Råd har taget stilling til, om



ANBEFALINGER OM
LOVLIGGØRELSE AF

	ドイツ	デンマーク
胚の凍結期間	制限なし	5年間/45歳
社会的卵子凍結	あり	少数
胚提供	地域による	不可
卵子・精子提供	不可	可
精子提供	Sperm bank	Sperm bank
提供者情報	国が管理	各施設/Sperm bank
匿名の有無	非匿名	4つに分類
単身女性への治療	州により可	可
レズビアンカップル	可	可
卵子提供	不可	可
代理出産	不可	不可

2カ国の取り組みのまとめ

ドイツ

- 新法により提供精子者の情報を国が一元管理し、医師、不妊治療施設および精子提供者の責任を軽減
- 胚保護法の解釈変更で、治療方法を拡大
- 胚、配偶子凍結については、各クリニックとバンク任せ

デンマーク:

- Private clinicは、万一業務が停止した際に備え、治療データや凍結胚の管理を、近隣のIVF施設と相互に請け合う契約を締結
- 凍結胚管理を明確化 (5年間、45歳まで)、国で管理

両国ともに提供精子の管理はSperm bankが行い、
提供精子は充足

まとめと考察

- 同性婚やcohabitationの増加など、法制度の支援を伴う家族形態の多様化に伴い、生殖医療は不妊治療にとどまらず、新たな家族を持つための方策の一つとなっている
- これに対応するためにはさまざまな第三者の関与が不可欠で、各国においてその歴史的経緯を踏まえた法整備、法改正が行われつつある
- 生殖医療や第三者配偶子については、管理や規制の徹底から利用者の利便性や権利保護を優先する方向へ政策や制限が変更されてきたといえる
- わが国の一部が、いわゆる伝統的家族観に呪縛されている限り、家族の新たな展開に関する法整備などの議論をオープンに行うことができない